平成２３年（フ）第３５８号
兵庫県伊丹市野間５丁目５番16号ビューラー巽201号
債務者　岡村　幸江
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３６２号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番７―101号
債務者　立川ノブ子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４１９号
愛媛県松山市西垣生町873番地13
債務者　池田　　優
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２９号
愛媛県松山市三番町５丁目７番地13　オリジナルＢＯＸ302号
債務者　宅間　淳司
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３５号
高知県土佐市蓮池2692番地５　蓮池コーポⅠ303号
債務者　笹岡　三枝
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３４号
高知市相生町４番17号　相生ハイツ301
債務者　酒井　　潤
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３７号
高知県長岡郡本山町本山410番地
債務者　宮内　　清
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４８号
高知市横浜西町51番３号　ユニハウス201
債務者　片岡めぐみ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５９号
高知市追手筋１丁目６番14号　河野ビル３Ｆ
債務者　橋田　　洋
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１０号
福岡県久留米市北野町今山858番地５、住民票上の住所福岡県小郡市小郡117番地９
債務者　藤田加奈子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７８号
佐賀県唐津市菜畑3422番地１　グランドメゾン唐津401号
債務者　井谷　幸二
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３２４号
宮崎市権現町137番地４　サーパス北権現通り301号
債務者　盛田沙由梨
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２７号
青森県八戸市長苗代３丁目１番１号
債務者　宮田　義男
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
青森県三戸郡三戸町大字斗内字武士沢48番地、前住所青森県八戸市大字長苗代字内舟渡40番地１　レリアンスＢ102号室
債務者　武士澤孝枝（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
青森市大字宮田字玉水538番地２
債務者　亀田　寿也
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
富山市五福466番地
債務者　吉岡　明子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４３号
富山市金山新東63番地１
債務者　吉岡　慎吾
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
富山地方裁判所民事部